

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和 3 年 3 月

（一部改正 令和 4 年 1 2 月）

（一部改正 令和 5 年 4 月）

長 崎 県

はじめに

- 1 本県の協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、昭和23年に発足して以来、多くの離島、半島からなる県土の中で、それぞれの地域においてその特性を生かした多様で生産性の高い農業経営の実現や、新規就農者等担い手の確保・育成に大きな役割を果たしてきた。しかし、本県の農業・農村を取り巻く状況は、担い手の減少、高齢化に加え、農地面積の減少などの課題を抱えている。さらに、農業産出額は平成20年から10年間で約100億円増加しているが、販売単価の伸び悩みや生産コストの高騰に伴い、農業所得は依然として全国に比べ低く、今後、産地の縮小や農山村地域の機能低下が危惧されている。

このような中、今後とも普及指導員の活動において、スペシャリスト機能とコーディネート機能を併せて発揮し、地域を俯瞰しつつ、担い手の確保・育成、農業者の所得向上及び地域農業の維持・発展に向け、生産・流通面等における革新を総合的に支援する必要がある。

- 2 一方、国においては、農政推進の方向を示した「食料・農業・農村基本法」が平成11年に制定されて以来、おおむね5年ごとに見直される「食料・農業・農村基本計画」が令和2年3月に新しく閣議決定され、産業としての農業を確立させる「産業政策」と、地域に関係する人々の合意形成を図りながら暮らしやすい農村を作る「地域政策」を車の両輪として、食料自給率の向上と食料安全保障を確立することとしている。

また、「農業改良助長法」に基づき、令和2年8月には新たな「協同農業普及事業の運営に関する指針」が告示され、急激に変化する農業構造に対応するため、重点化すべき課題に対応した取組の推進方向や、これからの普及指導活動の展開方向として、農業者に対する支援の充実・強化、公的機関が担うべき分野における取組の強化、先進的な農業者等とのパートナーシップの構築などが示された。

さらに、「みどりの食料システム戦略（令和3年5月）」が策定され、持続可能な農業の実現に向けた環境負荷低減に資する生産体系の構築を図ることとされた。

- 3 本県においては、10年後の農林業・農山村の目指す姿を描きながら、今後5年間の施策の方向性を示した「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」を策定し、農林業の生産性向上等により産地の維持・拡大を実現する「産地対策」と多様な担い手が活躍し、支えあう持続可能な集落を実現する「集落対策」を車の両輪として施策を展開し、地域の雇用と所得を確保することを基本目標として、若者から「選ばれる」、魅力ある農林業・暮らしやすい農山村の実現を目指すこととしている。

- 4 農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターは、協同農業普及事業を実施する普及指導員を配置した各振興局の地域普及課及び農業振興普及課、農業イノベーション推進室技術普及・高度化支援班とする。

- 5 支援対象は、認定農業者を主体に新規就農者、青年・女性農業者、産地強化を目指す生産組織や、農山村の活性化を目指す集落、営農組織など重点化し、効果的かつ効率的な普及指導活動に取り組む。

- 6 このため、今後概ね5年間における普及事業の基本的な方向及び活動内容を示す「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）をここに定める。

目 次

第 1	普及指導活動の課題	1
1	次代につなげる活力ある産地の振興	1
2	多様な住民の活躍による集落の維持・活性化	3
第 2	普及指導活動の方法に関する事項	4
1	重点化すべき課題に対応した取組の推進方向	4
2	普及指導活動の効果的かつ効率的な実施	5
3	普及指導計画の策定と評価	7
4	調査研究の実施及びその成果の活用	8
第 3	普及指導員の配置に関する事項	8
1	普及指導員の配置	8
2	農業革新支援専門員の配置	9
第 4	普及指導員の資質の向上に関する事項	9
1	人材育成計画	10
2	向上を図るべき資質	10
3	資質向上の方法	10
第 5	普及指導センター等の運営	12
1	普及指導センターの運営	12
2	農業革新支援センターの運営	13
第 6	農業者研修教育施設における研修教育の充実強化	13
1	学生への研修教育の充実強化等	13
2	学生への就農支援の取組等	14
3	農業高校等の生徒への研修機会の提供等	14
4	農業大学校の学生以外の就農希望者に対する研修機会の提供及び研修の補完等	14
5	新規就農者等に対する研修機会の提供	14
6	先進的な農業者等による外部評価の実施	15
第 7	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	15
1	農業に関する教育への協力	15
2	S D G s（持続可能な開発目標）への対応	15

第1 普及指導活動の課題

「食料・農業・農村基本計画」、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づく施策を的確に行う上で必要となる技術・経営指導を実施するため、次の課題を掲げ、普及指導活動を展開する。

1 次代につなげる活力ある産地の振興

若者から選ばれる、魅力ある農業を実現するため、「産地計画」を基軸とし、スマート農業の導入、生産基盤整備の加速化等を通じて、生産性の高い産地の育成と所得の向上を図り、産地ぐるみで若者をとどめる、呼び込む、呼び戻す好循環を生み出す。

(1) 次代を支える農業の担い手の確保・育成

就農・就業希望者を地域に呼び込む組織的な取組の推進

就農・就業希望者の受け入れについて、新規就農相談センターと連携することで就農・就業相談に対応していく。さらに、受入団体等登録制度による研修受け入れ・就農・就業先等の斡旋や産地主導型就農ルートの推進、農業次世代人材投資事業や農の雇用事業等の活用を推進し、就農当初の初期投資の負担軽減を図り、円滑な就農・就業を支援する。

また、若い世代に対し農業大学校、農業高校と連携し、就農・就業意欲を喚起するほか、新規就農者を対象に地域定着を促進するため、関係機関や農業士等と連携し、技術や経営の発展段階等に応じて5年間のフォローアップ活動を行うことで就農準備段階から経営開始後まで一貫して支援する。

農業の実践力・経営力を育む研修教育の実施

就農を希望するU・Iターン者に対しては、新規就農相談センターによる技術習得支援研修や先進農家派遣研修へ誘導し、自立した農業者へ育成する。

また、農業後継者の定着を促進するため、農業協同組合等が主体となって行う研修を支援する。

農業経営者が安定して事業継続できる経営力の強化

計画的に農業所得向上に取り組む認定農業者を育成するとともに、普及指導員による農業所得向上に向けた経営管理指導をはじめ、経営改善計画の達成に向けた研修会、経営相談・経営分析等の支援活動を行う。

家族経営を基本とし、雇用型経営への転換や農家の子弟等を農業に呼び込むために、農業所得600万円以上1,000万円未満で規模拡大の意向のある農業者をリストアップし、経営分析等により課題を整理したうえで具体的な計画の作成支援などを行うことで、農業所得1,000万円以上が可能となる規模の経営体を育成する。

農業経営体の円滑な経営継承、個別経営体や集落営農組織の法人化、農業参入に対して、市町や農業協同組合等地域の関係機関と一体となって推進するとともに、農業経営相談所に登録した税理士や中小企業診断士等の専門家と連携して、伴走支援する。

近年頻発する自然災害に備えるため、異常気象にも対応可能な品種の選定や栽培技術の導入、農業経営収入保険等セーフティネットの加入を含めた経営の安定化に向けた取組を推進する。

新型コロナウイルス感染症等への対応として、農業の生産現場において、スマート農業技術の導入による非接触型の営農への転換など感染防止対策の徹底と事業継続の体制づくりを支援する。

外国人等多様な人材の活用による労力確保対策の推進

労働力確保のため、農業サービス事業者による特定技能外国人材の派遣等を推進するとともに、地域に特定技能外国人受入連絡協議会を設置し、各機関での情報共有を図りながら、外国人材が地域で安心して暮らせる環境づくりを支援する。

市町や農協と構成する地域雇用労力支援協議会を通じ、地域や産地の労力確保状況に応じて、農福連携等の多様な労力確保の仕組みづくり及び人材の定着・育成に向け支援する。

青年農業者や女性農業者の資質向上とネットワーク強化

青年農業者グループの主体的な活動を支援し、地域農業の担い手として育成するとともに、農業者との連携を強化することにより、新規就農者や青年農業者の資質向上を図る。

女性が能力を発揮できる環境整備を検討し、農業経営に積極的に参画する女性や地域をリードする女性農業者を育成する。

(2) 生産性の高い農業産地の育成

水田をフル活用した水田農業の展開

水稻の高温耐性品種の導入を拡大するとともに、ドローンによる防除等中山間地域等の条件不利地域でも導入可能なスマート農業技術の普及に取り組む。

また、水田の汎用化・畑地化による麦、大豆、園芸品目等の導入と生産安定を図り、水田フル活用を推進する。

さらに、地域の水田農業を効率的に担う集落営農法人・組織の育成を進め、集落を牽引するリーダーや後継者の確保・育成を図る。

チャレンジ園芸1000億の推進

地域・品目ごとに所得向上を図る「産地計画」を基軸として、品目毎に生産性の高い農業産地を育成していく。

施設野菜では、環境制御技術や優良品種等の導入を積極的に進め収量向上と安定生産を図る。また、ハウス管理の自動化やパッケージセンターの利用による省力化を普及していくとともに、遊休ハウスの活用により産地の維持拡大を推進する。

露地野菜では、ほ場の排水対策、機械導入による作業の省力化、生育・出荷予測やほ場管理システム等による作業の最適化、定時・定量・定質での安定供給体制の整備を推進する。

果樹では、園内道等の整備、優良品種や省力・整列樹形への改植、機械作業体系の導入、担い手の規模拡大、次世代への経営継承を推進するとともに、出荷予測技術やAIを活用したみかん、びわの選果システムの実装を進めていく。

花きでは、環境制御技術などの導入を進めるとともに、単価の平準化に向けて相対取引等の取組を推進する。

茶では、製茶工場の集約・再編による茶業経営の協業化や農地集積による規模拡大、優良品種への改植等を推進する。

チャレンジ畜産600億の推進

畜産クラスター計画等に基づき、産地と一体となった新規就農者等の担い手の確保、規模拡大、低コスト化、経営継承、労力支援体制の構築により、次世代に継承できる生産基盤強化の取組を推進する。

ICTなどの先端技術等を活用した労力軽減、分娩間隔の短縮や事故率の低減、放牧の推進、ロボット技術導入による省力化などを推進する。また、家畜糞尿処理技術支援や堆肥の有効活用、流通促進など地域環境に配慮した畜産経営を推進する。

長崎和牛など本県独自の畜産物の高品質化によるブランド力強化の取組を支援する。

産地の維持拡大に向けた革新的新技術の開発

農林技術開発センターと連携し、Society5.0時代に対応した革新的な生産技術等の開発に協力し、技術の実証・普及、中山間・離島地域での営農体系の確立等に取り組む。

環境保全型農業や総合的病虫害・雑草管理（IPM）、土づくり、温暖化等気候変動に対応した品種・品目転換を含めた生産安定技術の普及等の取組を推進する。

（３）産地の維持・拡大に必要な生産基盤、加工・流通・販売対策の強化

大規模化・省力化を支える生産基盤整備、農地集積の加速化

「人・農地プラン」に作付計画を加えた「人・農地・産地プラン」の実現に向け、担い手への農地集積・集約化、農地の基盤整備、水田の汎用化・畑地化、集落営農の組織化・法人化を推進する。

農地中間管理事業を活用した農地の効率的利用を進めるため、基盤整備事業との連携、各種組織への働きかけ、後継者不在の農地を新規就農者や法人等に円滑に継承する取組を進める。

本県農産物の需要開拓に向けた国内外の販売対策の強化

実需者や市場ニーズ等の国内需要の変化への対応や品質保証の取組、県オリジナル品種の活用等を推進する。また、輸出先国の規制やニーズに対応し、海外の消費者やバイヤーに選ばれる産地づくりを推進する。

農商工連携等による農産物の加工と付加価値向上の推進

農産物の付加価値向上につながる農商工連携を促進するとともに、食品開発支援センター等を活用した商品開発や加工・業務用農産物の産地を育成する。

環境や安全・安心に配慮した農業の取組拡大

みどりの食料システム戦略の実現に向け、安全・安心な農産物生産とともに、生物多様性保全や地球温暖化防止に貢献する環境保全型農業の取組を拡大するとともに、国際水準GAPの導入を推進し、消費者や実需者からの信頼を高める産地や経営体を育成する。

2 多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化

農山村集落が持つ景観・伝統・文化などの魅力の発信、都市住民との交流・協働により、関係人口の拡大を図るとともに、若者等の多様な住民の移住・定住を促進する。また、地域ビジネスの展開などにより、農山村地域全体で稼ぐ取組を推進する。

(1) 農山村集落に人を呼び込む仕組みづくり

農山村の魅力の発信や移住・定住対策の推進

女性や若者、移住者などの意見を取り入れて発掘する農山村集落の魅力をさらに磨きあげる取組のほか、その魅力について都市住民への積極的に情報発信するなど、集落自らが取り組む集落活性化対策を支援する。

移住希望者から選ばれるための情報発信、移住相談に対するフォローや移住者の受入態勢整備について、関係機関と連携して支援する。

農山村の持つ多面的機能の維持と安全・安心な地域づくり

地域資源の共同保全活動、中山間地域等における農業生産活動等への支援を行うとともに、集落内外の組織や非農家の住民等と協力しながら、活動組織の広域化や人材確保、省力化技術の導入等を推進する。

鳥獣被害を防止するため、集落ぐるみで「防護・棲み分け・捕獲」の3対策を推進するとともに、鳥獣被害対策に係る人材の確保・育成に取り組む。

(2) 農山村地域全体で稼ぐ仕組みづくり

中山間地域に対応した営農体系の確立と地域ビジネスの展開による農山村集落の活性化

中山間地域の特性と資源を活かした地域の「顔」となる産品づくり、少量多品目で周年生産できる営農類型の導入等を推進する。

農泊や直売活動を通じた都市との交流人口の拡大、6次産業化の推進による地域の「顔」となる特色ある加工品の開発など、地域の観光協会や中小企業診断士等専門家、食品開発支援センターと連携し、地域ビジネスの展開を支援する。

地域農業を支える組織の設立・推進

中山間地域などにおいては、地域農業を支える農作業受託組織、機械共同利用組織の設立を推進するとともに、組織の次代を担うリーダーや後継者の確保・育成を推進する。

さらに、農作業受託組織からのステップアップや組織間連携・合併など地域農業を効率的に担う集落営農法人・組織の育成を図る。

第2 普及指導活動の方法に関する事項

1 重点化すべき課題に対応した取組の推進方向

(1) 担い手の確保・育成に向けた新規就農者等への支援の充実・強化

普及指導員は、関係機関と連携し、農業内外からの青年層を含む幅広い世代の就農及び定着促進、次世代の担い手への生産基盤の円滑な継承と就農後の経営安定等の支援及び新規就農者の法人での円滑な雇用就農を推進する。

また、新規就農及びその定着を促進するため、関係機関や先進的な農業者等と連携し、技術指導や経営指導の観点から就農前後にわたる一貫した支援を行うとともに、県が主体となって整備する就農及び経営のサポート体制に参画し、専門家等と連携した法人化・経営継承などの課題への経営支援に取り組む。

（２）スマート農業等先端技術の導入支援と経営改善

振興局（普及指導センター）は、スマート農業に関する相談窓口を設置するとともに、実演会や研修会等を通じて、ロボット・ＡＩ・ＩｏＴ等の先端技術やデータを活用した新たな技術体系の普及を図る。

また、中山間地域が多い本県の地域特性に合った技術を普及するため、普及指導員と農業革新支援専門員は、試験研究機関や民間企業、大学等と連携し、現地での技術の実証や導入効果を検証し、多くの農業者がスマート農業技術を利用できるよう実用性の高い技術の確立に努める。

さらに、スマート農業の導入にあたり必要となる経費を縮減し、速やかに技術を現場で展開させるため、スマート農機のシェアリング・リースやドローンによる防除作業の代行といった新たな農業支援サービスを農業者が共同で利用する場合や新たにサービス体制を整備する場合は、情報収集して提供し、その取組のデータ化及びデータに基づく経営における有効性の検証や合意形成等の取組を支援する。

（３）農山村における多様な人材・機関との連携

普及指導員は、農村の実態や要望を把握するとともに、行政機関、地域運営組織、農業協同組合、教育機関及び他産業の関係者を含む多様な人材・機関を巻き込むコーディネート機能を発揮し、地域ごとに異なる様々な農山村の課題解決を図るよう努めるものとする。

また、生産現場に必要な人材の確保に向け、関係機関との連携により、地域に応じて、他産業従事者、他産業退職者、高齢者、障がい者、外国人等の多様な人材の活用促進に努める。

（４）持続可能な農業の実現に向けた環境負荷低減に資する生産体系の構築支援

普及指導員は、気候変動や生物多様性の保全等の対応に当たって、農業者の経営に配慮しながら、環境保全型農業や生産安定技術等の普及に取り組む。

また、既存の栽培技術や試験研究機関等が新たに開発した技術、スマート農業技術の実証・導入などを通じて、高い労働生産性と持続可能性を両立できる生産体系の構築に努める。生産体系の転換に当たっては、農業協同組合等の関係機関と連携し、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく計画の作成・実行や地理的条件等を踏まえた経営安定に資する戦略づくり、栽培暦の点検・見直し等を支援する。具体的には、病害虫の発生予防を含めた総合防除の確立・普及等による化学農薬の使用量低減の取組及び土壌診断に基づく適正施肥や堆肥の施用等による土づくりなどを通じた化学肥料の使用量低減の取組を支援する。温室効果ガスについては、水田からのメタン発生抑制や農地へのパイオ炭施用、石油由来資材からの転換、プラスチック被覆肥料対策等の取組を検討し、排出量削減等に向けた取組を支援する。

加えて、環境保全型農業有機農業の推進のため、地域に適した技術や生産体系を検討するとともに、地域における生産から加工・流通、消費まで一貫した産地づくりの取組を支援する。

２ 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

（１）農業者に対する支援の充実・強化

普及指導員の本来の職務である直接農業者に接して行う普及指導活動に要する時間が十分に確保されるよう留意する。

また、普及指導活動の充実・強化及び効率化を図る観点から、携帯端末機器等のＩＣＴを活用した

普及指導活動を推進する。農業者や関係者に対して行う幅広くかつ迅速な情報発信に当たっては、SNSを含むICTの有効性も踏まえ、農業者等が情報を受け取りやすい方法を選ぶものとする。

さらに、農業経営に必要な技術・経営情報に加え、施策や普及指導活動実績等について広く認知されるよう、農業者を始めとする関係者・関係機関等への情報発信を効果的かつ効率的に行う。

（２）公的機関が担うべき分野における取組の強化

農業をめぐる課題は高度化・多様化し、普及指導活動の領域が広がる中において、より効果的・効率的な普及指導活動が求められる。このため、支援対象・普及課題を重点化するとともに、食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要な地域農業全体の維持・発展を目的とする活動（地域農業で求められる技術革新の推進、新規就農者の確保・育成、女性農業者の活躍推進、鳥獣被害対策、地球温暖化に対応した技術対策、自然災害への対応、環境保全型農業の推進、農産物の安全の確保、労力支援の推進等の生産現場から求められている活動）を一層強化し、地域の合意形成を図り、農業者のニーズを的確にとらえた現場密着型の普及指導活動を行う。

さらに、地域農業の発展に向けて、課題解決のためのビジョンを持ち、市町、地域の農業団体、民間企業、試験研究機関、教育機関、先進的な農業者、外部有識者等の多様な関係者・機関をコーディネートする役割を果たす。

（３）先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

普及指導員は、農業士や普及指導協力委員等先進的な農業者や地域リーダーとの意見・情報交換を密に図り、普及指導計画の策定や、新規就農者の確保・育成、高度・先進的技術の普及、地域モデルの育成、有機農業の推進等について、先進的な農業者等との協働に努める。

また、先進的な農業者や地域リーダー等に対し、経営発展のみならず地域振興に資する施策情報の提供等を積極的に行い、地域農業・農村を振興するための取組への参画を求めることや、普及指導計画の策定と評価の際に意見を求めること等、パートナーシップの構築のため積極的に働きかける。

さらに、普及手法を有する人材の協力も得ながら、農村地域の活性化に向けた取組を行う。

（４）市町、農業委員会等との連携

地域農業や農村集落の発展に向けた取組を進めるため、市町（農林関係部署、地域振興関係部署等）、農業委員会、金融機関等の地域の関係機関及び振興局内の各部署（地域づくり、農村整備、林務、保健関係等）との更なる連携強化に努める。

（５）農業協同組合との役割分担・連携

農業・農村の課題が多様化している中で、営農指導や農産物の流通等を担う農業協同組合との連携強化は重要である。

このため、普及指導活動は活動業務および対象を明確にしたうえで、各機関の役割分担についての合意形成の場を設け、営農指導員と普及指導員それぞれが特性を活かした活動を展開するとともに、試験研究成果等に関する情報提供、営農指導員の技術水準向上のための研修等、農業協同組合の指導事業に対する支援、協力活動を行う。

（６）試験研究機関との連携強化

県の試験研究機関との連携については、普及指導活動における現場課題を反映した試験研究課題の設定、現地実証試験の共同実施、研究成果の現地への的確かつ迅速な普及とその効果の評価など、効果的な課題解決に向け密接な連携を図る。

また、農業革新支援専門員等は、国の試験研究機関等との連携にあたり研究開発の企画段階から、現場の課題や技術について改善を要する点等を伝えることにより、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすよう努めるとともに、国等の試験研究機関が生産現場で実施する実証試験や技術指導に積極的に参加し、最新の技術動向等について知見を得るように努める。

(7) 教育機関等との連携

農業大学校生に対する講義や農家研修の実施等を通じ、担い手の確保・育成に努める。

また、農業高校等の生徒の就農意向等の情報共有を図り、協働して、就農希望者等の就農に向けて支援を行うものとする。

(8) 民間企業等との連携強化

農業経営の高度化に伴って必要とされる税務、会計・経理、労務管理、農畜産物加工、マーケティング、GAP、ICT、高度な機械化技術、有機農業を含む環境保全型農業等の分野においては、民間企業等の専門家との連携により課題解決を図る。その際、公的機関が担うべき部分と民間企業等に委ねる部分とに役割を分担し、民間企業等による適切な支援活動が可能な場合は、それらとの役割分担を明確にして活動に取り組み、普及指導活動の効率化を図るものとする。

さらに、普及指導員は、民間企業等と農業者や地域の関係機関等とのコーディネートを含め取組全体の総括・点検等を行う。農業革新支援専門員は、連携と役割分担が適切に図られるよう、連携の状況や知見の内容等を把握するとともに、普及指導員と民間企業等との情報交換を促進するよう努める。

(9) 都道府県間の連携

農業革新支援専門員は、広域的な課題に対応して横断的な検討及び解決を図るため、課題に関係する都道府県間の情報の共有、技術協力等を行うものとする。

3 普及指導計画の策定と評価

(1) 普及指導計画の策定

地域の農業・農村の現状、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」の推進上の課題、農業者や関係機関のニーズ等を踏まえ普及指導計画を策定し、計画的な活動で課題を解決することで農業所得の安定確保及び農山村活性化を目的とした普及指導活動を展開する。

普及指導計画は、5年後を目標とする「普及指導基本計画」とそれに基づく「年度普及指導計画」を策定する。

計画内容は、重点課題、緊急課題を設定し、目標達成型の計画とし、関係機関、指導・支援対象との合意のもと目標達成活動に取り組む。計画の策定や対象の選定に当たっては、地域の実情に応じ、普及指導員による取組の必要性や緊急性が高いものに重点化する。対象は、認定農業者等の経営改善に意欲的な農業者、法人化や連携・統合を目指す集落営農組織、認定新規就農者を始めとした将来の担い手となる新規就農者、経営参画に意欲的な女性農業者、新たに農業参入した法人、活性化を目指す農山村集落等を選定する。

なお、近年の高度化する課題解決にあたっては、農業革新支援専門員とも十分調整のうえ計画を策定する。特に重要な課題については、農業革新支援専門員が普及指導活動の目標、期間、体制等を示した重点プロジェクト計画を普及事項に定め、普及指導員と連携して当該普及事項に基づく活動に取り組む。

（２）普及指導活動の評価

成果目標達成型の効果的な普及指導活動を行うため、毎年度、内部及び外部の評価を実施し、結果を踏まえて期中の進捗管理と軌道修正、次年度以降の普及指導計画の改善などを行うものとする。

また、普及指導員の普及指導計画の進捗管理については農業革新支援専門員とも調整のうえ実施する。

内部評価

普及指導計画について中間評価と年度総合評価を実施するとともに、普及指導活動の対象である「農業者」からの評価も取り入れるものとする。

外部評価

効果的な普及指導活動の展開のためには、第三者の理解や幅広い視点での助言、成果のＰＲ、活動内容の理解促進が重要であるため、農政課は別に定める「長崎県普及指導活動外部評価実施要領」に基づき外部評価を実施するものとする。また評価結果および普及指導計画への反映状況等については、ホームページ等で公表するものとする。

（３）重点プロジェクト計画の策定

重点プロジェクト計画は、農業革新支援専門員が主体となり、農業イノベーション推進室技術普及・高度化支援班等に集積した技術・情報を活用し、地域農業の現状と課題を踏まえ、普及指導員と連携して策定し、振興局普及指導計画の重点課題の普及事項に定めて実施するものとする。

重点プロジェクト計画には、３～５年後の目標、具体的活動内容、関係機関との連携内容、普及指導活動の体制を含むこととし、民間企業等との役割分担を図りつつ、公的機関が担うべき分野に係る内容とする。

４ 調査研究の実施及びその成果の活用

産地や地域の抱える課題の実態把握や農業に関する高度な技術、当該技術に関する知識の組み立てによる実証等の調査研究を積極的に実施し、その成果を普及指導に活用する。

また、新技術の生産現場における適応性等の普及指導活動の成果等については情報発信に努める。

なお、調査研究の実施にあたっては、普及指導活動及び普及指導員の資質の向上に資するものとし、調査研究の成果発表や、共通課題の検討、情報交換等を積極的に行う。

第３ 普及指導員の配置に関する基本的事項

「食料・農業・農村基本計画」や「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ２０２５」、「第３期ながさき農林業・農山村活性化計画」が示す方向に沿って本県農業、農村の振興を図っていくためには、

普及活動の積極的な展開が重要であり、地域の実情に応じた普及指導員の適切な配置と普及指導水準の向上に努めていく。

また、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保を行うことにより、普及指導員に求められる役割を果たし、農業者からの高度かつ多様なニーズや地域課題へ効果的に対応する。

1 普及指導員の配置

(1) 振興局に配置する普及指導員

普及指導員には、農業者に対する高度な技術や知識の伝達及び経営改善等に関する支援など地域に密着した普及指導とともに、農業分野のみにとらわれることなく、大学、企業、NPO等との連携強化による課題の解決、地域課題の調査研究、農業者や県民に対する情報の発信等が求められている。

これらを迅速かつ確に推進していくために、各振興局に普及指導員を配置するものとする。その際の人員配置については、離島・中山間地域を多く抱える本県農業の実態、農村の特性及び農業振興方向など各振興局の管内で異なることを考慮して、地域に応じた適切な人員配置に努める。

(2) 普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保

普及指導員の任用資格の取得を目指す職員を振興局に配置し、その職員に対し、トレーナー制での普及指導員の指導の下で普及指導に従事させることを通じて、現場での課題抽出から解決までの能力等の向上を図る。

2 農業革新支援専門員の配置

高度な専門性を有し、研究機関・教育機関・行政機関等との連携の企画調整や研究開発への参画、専門技術の高度化及び政策課題への対応、重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導、振興局に配置する普及指導員と連携して先進的な農業者等からの高度かつ専門的な相談・支援対応、普及指導員の資質向上を図る指導を担う農業革新支援専門員を配置する。

(1) 農業イノベーション推進室技術普及・高度化支援班に配置する農業革新支援専門員

農業技術の高度化、行政施策の多様化等に伴い、先進的で県全域に対応した技術指導、県全域の課題に対応したプロジェクト活動の展開を図るとともに、県内全域の普及指導員に対する、普及指導技術（栽培技術・農業経営管理技術など）の指導・相談者として農業革新支援専門員を農業イノベーション推進室技術普及・高度化支援班に配置する。

(2) 農業革新支援専門員の担当分野

農業革新支援専門員の担当分野は、国が定める9分野（14小分類）と県が定める1分野（2小分類）とする。

土地利用型作物（水田利用）

園芸（野菜、果樹、花き）

畜産

農業生産工程管理・農作業安全（GAP、労働安全）

持続可能な農業・鳥獣被害対策（農業環境、鳥獣害）

担い手育成（就農、経営）

自然災害対策
スマート農業
普及指導方法
県が定める分野（茶、集落営農）

（３）農業革新支援専門員の選任等

農業革新支援専門員には、鳥獣害担当は農山村振興課鳥獣対策班、就農担当は農業経営課就農支援班の普及指導員資格を有する者から選任し、その他の分野は農業イノベーション推進室技術普及・高度化支援班の普及指導員を充てるものとする。

第４ 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員には、求められる役割を十分に発揮しつつ、普及指導活動の基本的な課題に的確に対応し、高度かつ先進的な技術をはじめ地域農業のコーディネート等の総合的な支援活動を行う能力が必要である。

このため、普及指導員の自己研鑽を助長し、効果的な体系に基づいた研修を計画的に実施し、農業者の課題に応じた適切な支援能力を持つ普及指導員の育成を図る。

１ 人材育成計画

普及指導員の資質を継続的に向上させ、長期的な視点から普及事業に必要な人材の確保と適切な配置を進めるためには、農業経営に関する高度かつ先進的な技術・知識並びに普及指導活動の手法等の能力を有する人材の育成が必要である。

このため、普及指導員等が目指すべき人材像、および各発展段階において求められる資質・能力を明確にするとともに、普及指導員等の人材育成の取組方針、推進体制等を定める「長崎県普及指導員人材育成計画」を策定するものとする。

２ 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる役割を発揮するため、農業経営に関する高度かつ先進的な技術・知識並びに普及指導活動の手法、国際水準ＧＡＰやスマート農業、有機農業を含む環境保全型農業、農作業安全等の分野横断的に必要となる技術及び知識については、普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質として、計画的かつ継続的な向上を図るものである。

３ 資質向上の方法

普及指導員は、試験研究機関、先進的な農業者、民間企業など多様な関係者・関係機関からの積極的な情報収集や、調査研究、自発的な能力向上の取組等により、幅広い専門的な知識及び技術を習得するよう努めるものとする。

普及指導員に対する研修の実施については、職務経験並びに技術及び知識の習得状況に応じた研修計画を策定する。

（１）研修の基本的考え方

普及指導員の研修は、効果的な普及指導活動を行うために必要な専門技術の高度化や課題解決能力の強化を目的として、制度研修やＯＪＴの充実等により個々の指導能力を高め、普及指導員全体の資質向上を図るために実施する。

（２）研修目標

県及び国が実施する研修の活用やＯＪＴの充実により、技術指導能力や課題解決能力を普及指導活動において十分に発揮し、常に農業者の高度で多様なニーズに応えうる普及指導員を育成することを目標とする。

（３）研修の方法

集合研修やＯＪＴ、派遣研修等を実施する。また、実施に当たっては、e-ラーニングや、ＩＣＴを活用したオンライン研修、テキスト・動画教材による予習及び復習など、各方法の特性を効果的に活用する。

また、県の新行政推進室が開催する各種研修も積極的に活用する。

（４）研修体系

農政課は任用後の経験年数、担当業務等に応じ、年度毎の研修計画及び振興局で実施する職場研修、自己啓発研修を体系化して、計画的に実施する。

特に、技術習得に関する研修の計画作成及び実施については、農業革新支援専門員が中心となって進めることとする。

（５）研修内容

振興局（普及指導センター）段階の研修

ア 職場研修

- 一 普及指導計画等の課題に対し、効果的な活動を実施するためケーススタディ等を取り入れた普及指導活動方法の研修
- 二 普及指導に関する実務経験のない新任期普及職員に対して、普及指導活動及び技術に関するトレーナーを設置し、トレーナーと新任者が協議して研修目標を立て、必要に応じて相談・指導を行なうなど日常の普及活動の中で実践的な指導力を高めるトレーナー制による育成研修
- 三 解決すべき課題等に対し各自がテーマを設けて自主的に行う自己啓発研修
- 四 職場研修に関する実施要領は別途定める。

イ 農家派遣研修

- 一 農家に宿泊し、農作業をともにしながら農業技術、農業経営、農家生活、地域活動等体験を通じて学習する。
- 二 農家派遣研修に関する実施要領は別途定める。

県段階の研修

ア 新任者研修

普及指導に関する実務経験のない新任期普及職員に対して、普及事業の概要、普及指導活動方

法、技術課題、県の農政課題等に関する集合研修を実施する。

イ 新任期育成強化研修

新任期普及職員的能力向上を図るため、新任期普及職員を対象に普及指導計画の企画立案等研修を行うとともに、新任期普及職員を指導するトレーナーを対象としたＯＪＴ等の手法に関する研修を実施する。

ウ 専門技術研修

専門技術の基礎または高度な知識、技術の向上を図るために必要な研修を実施する。

エ スマート農業導入促進研修

スマート機器や環境制御施設等の現場への普及促進を目的に、専門知識を有する外部講師を招いて技術を習得し、指導力の向上を図る研修を実施する。

オ 集落支援対策研修

農山村の様々な課題を知り、解決に導くヒントを得るための研修を実施する。

カ 普及課題解決研修

農政課題を考慮した普及事業の推進方向、地域課題の解決や地域農業の活性化手法など普及指導活動を効果的、効率的に推進する上で必要な能力向上研修を実施する。

国段階の研修

ア 階層別・実務能力修得研修

普及指導員の継続的な資質向上のため、普及指導経験年数に応じた実務能力の習得を図る。

イ 行政ニーズ対応研修

農政上の重要課題や全国的に解決すべき緊急課題等に対応した研修を実施する。

ウ 都道府県派遣研修

全国の普及指導活動の現地において課題解決手法の検討や優良事例研究及び民間企業において育種、コスト縮減、マーケティング等の実践的な技術や知識・ノウハウの習得を図る。

(6) 研修の運営

実施及び評価

専門技術に関わる研修は農業革新支援専門員が、技術以外に関わる研修は農政課研究・普及班が関係組織と調整のうえ実施する。また、研修評価は農業革新支援専門員と農政課研究・普及班で行ない、その結果を次年度の研修計画に反映させる。

受講履歴の管理

農政課は普及指導員の受講履歴を一括管理する。

(7) 多様な人材・機関との連携

研修計画の策定及び研修の実施に当たっては、幅広い専門的な知識及び技術を習得できるよう、先進的な経営を実践している農業者、試験研究機関、マーケティング、経営、ＧＡＰ、有機農業を含む環境保全型農業、ＩＣＴ、知的財産管理等に長けた民間企業等の多様な人材・機関と連携する。

(8) 早期育成を必要とする普及指導員等の資質向上

トレーナー制による育成研修に加え、普及指導活動経験の浅い普及指導員等に対するＯＪＴ等の実

施状況や研修効果、意欲等について複数の者で確認するなど、当該職員の早期育成と資質向上を図る。
農業革新支援専門員は育成体制を総括するとともに、振興局に対し助言・支援を行う。

(9) その他の資質向上に係る取組

普及指導活動に資する資格の取得や有機農業指導員の育成等国が行う事業の活用等、普及指導員の継続的かつ自主的な研鑽の取組を助長することや、普及指導活動事例の発表等の機会を設ける。

第5 普及指導センター等の運営

令和3年度から、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」で明確化された課題に迅速かつ効率的に取り組める体制を整備する。また、県は普及指導員の本来の職務である直接農業者に接して行う支援活動のために十分な時間が確保されるよう、適切な業務管理について配慮する。

1 普及指導センターの運営

(1) 普及指導活動の体制整備

農業者の高度で多様なニーズに対し、現場に密着した専門的な技術・経営指導や地域農業のコーディネート活動を展開するため、普及指導員を県央振興局・島原振興局・県北振興局・五島振興局・壱岐振興局・対馬振興局の6カ所及び県央振興局に2カ所の事務所、五島振興局に1カ所の駐在に配置する。

また、各振興局に置く普及指導活動の体制は、地域普及課及び農業振興普及課とする。

(2) スマート農業等に関する相談等への対応

各振興局（普及指導センター）では、農業革新支援専門員の協力を得ながら試験研究機関や民間企業と連携し、必要な情報を収集・整理し、農業者等のスマート農業等に関する相談に対応する。また、データの活用に当たっては、取得したデータの管理や取扱いには十分に留意しつつ、普及組織の内外との効率的なデータ共有・連携体制の構築に努める。

(3) みどりの食料システム戦略の推進に向けた体制整備

高い労働生産性と持続可能性を両立できる生産体系への転換を推進するため、農業協同組合等の地域の関係機関と連携して産地の取組を支援するとともに、振興局（普及指導センター）が先進的な取組の普及に向けた情報発信の場として機能するよう努める。

2 農業革新支援センターの運営

(1) 農業革新支援センターの体制整備

農業革新支援センターは、農業革新支援専門員の所属する組織のネットワークとし、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な相談への対応や、国や試験研究機関、民間企業、他の都道府県とのネットワークの構築及び新たな技術等に係る情報の集約・整理等により、各振興局（普及指導センター）の普及指導員の活動を支援する。

農業イノベーション推進室技術普及・高度化支援班は、新技術導入等、生産性向上に向けた各種施

策の迅速かつ効果的な推進のための政策提案機能や各種調整機能、並びに県全域に高度な技術支援を行う。また、農業革新支援専門員として専門事項並びに普及指導活動の技術及び方法を総括し、総合的な企画調整や普及指導員の資質向上の役割を担う。

(2) 農業革新支援専門員と普及指導員との連携

普及指導員を配置した組織は農業改良助長法第12条第2項各号に規定されている事務を実施する。また、普及指導員は農業改良助長法第8条第2項各号に規定されている事務を実施する。

全国レベルの調査研究組織への参画は農業革新支援専門員が主として行い、全国や海外の先進技術や優良事例についての情報収集に努める。

振興局（普及指導センター）の普及指導員は、日常の普及指導活動上、より専門的で高度な知識が必要となった場合は、農業革新支援専門員とともに課題解決方策の検討にあたる。

第6 農業者研修教育施設における研修教育の充実強化

農業大学校における研修教育は、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」の展開方向である「次代を支える農林業の担い手の確保・育成」に沿って、普及組織や試験研究機関、関係機関等と連携し、研修教育内容の充実強化を図り、経営感覚に優れた農業経営者等、地域農業の担い手として育成する。

1 学生への研修教育の充実強化等

実践的な農業の技術力と経営力を備えた地域の担い手となる農業者等を育成することを目的として、以下の研修教育内容の充実・強化を図る。

(1) 学生の実践力が高まる研修教育の実施

学生の経歴等が多様化し、卒業後、雇用就農する学生が増加している状況を踏まえ、外部講師の活用や先進農業者等への派遣、模擬経営による経営管理能力の養成、就農後に必要となる資格取得の機会の提供など、実践重視の研修教育を行う。

また、国際水準GAPに関する教育、企業及び研究機関と連携したスマート農業技術、環境負荷低減に資する生産技術等に関するカリキュラムを取り入れ、新たな取組に対しての指導職員の研修や施設・設備等の整備を進める。

(2) 指導職員の指導力向上

国や民間の農業経営教育機関が実施する研修等を活用し、資質の向上を図るとともに、普及指導員や試験研究機関、先進的な農業者、農業団体、流通業者等と連携し、積極的な情報収集や専門的な知識の習得、農業情勢の把握を行い、指導職員の資質の向上を図る。

2 学生への就農支援の取組等

学生にあっては、円滑な就農を促すため、振興局（普及指導センター）、市町、農業委員会、農業協同組合等から構成される地域就農支援センターと連携した就農相談や農業法人等に関する就農情報の収集・提供、学生と農業法人等とのマッチングやインターンシップを行う。また、就農予定者につ

いては、在学中から就農予定地を管轄する振興局と連携を図り、卒業後もスムーズな就農支援が受けられるよう情報共有して、卒業生の定期的なフォローアップを行う。

3 農業高校等の生徒への研修機会の提供等

農業高校等の生徒へ農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、普及指導員や農業高校等と連携し、農業高校等の生徒に対する情報提供、出前授業、学校農業クラブ活動の支援、学校施設を活用した農業体験、連携プロジェクトやインターンシップ等研修機会を提供する。

また、これらの活動を円滑に進めるとともに相互の指導力向上を図るため、指導職員と農業高校等教職員との交流・連携強化に努める。

4 農業大学校の学生以外の就農希望者に対する研修機会の提供及び研修の補完等

社会人を含む幅広い世代の就農希望者において、関係する地域就農支援センターとの連携のもと、就農後に必要となる農業技術や知識、大型特殊免許を始めとする資格を習得できるよう研修の機会を提供する。また、農業者等の下で研修を受けている就農希望者に対しては、受入先の農業者や振興局（普及指導センター）との連携・役割分担を行い、必要に応じて研修の補完を行う。

5 新規就農者等に対する研修機会の提供

新規就農者が早い段階で安定した農業経営を行えるよう、地域就農支援センターと連携のもと、スマート農業技術習得や、経営発展を目的として経営管理能力等の向上を支援する研修の実施、大型特殊免許をはじめとする資格取得の機会提供などに努める。また、次世代の経営者としてスキルアップするため、経営発展のレベルにあわせた研修を実施する。

6 先進的な農業者等による外部評価の実施

効果的な研修教育の展開のため、別に定める「長崎県立農業大学校評価実施要領」に基づき外部評価を実施するものとする。また、評価結果および教育計画への反映状況については、ホームページ等で公表するものとする。

第7 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 農業に関する教育への協力

県民の農業に対する理解の増進及び将来にわたっての農業従事者の確保に資するよう、行政機関、教育機関、農業協同組合等が行う農業に関する教育に対し、情報提供等の必要な協力を行うよう努める。

2 S D G s（持続可能な開発目標）への対応

協同農業普及事業の運営に当たっては、持続可能な開発目標（S D G s）の達成に資する。